

2級建築士 学科II 「法規」

令和6年 問題No.3 解説

〔N o. 3〕 準防火地域における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。  
ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 木造平家建て、延べ面積300m<sup>2</sup>の旅館の新築
2. 鉄骨造平家建て、延べ面積180m<sup>2</sup>の事務所から飲食店への用途の変更
3. 鉄骨造平家建て、延べ面積300m<sup>2</sup>の倉庫における床面積10m<sup>2</sup>の増築
4. 鉄骨造2階建て、延べ面積90m<sup>2</sup>の一戸建て住宅の大規模の修繕
5. 鉄骨造、高さ5mの広告塔の築造

- 1 建築 法6条1項一号、二号 特建、規模  
 2 用途変更 法87条1項 法6条1項 用途変更後が特建200㎡超 ①専用住宅 ②事務所  
 令137条の18 類似の用途 ③庁舎 ④寺社仏閣  
 3 増築 法6条2項 防火地域及び準防火地域外での10㎡以内の増築は確認不要  
 4 大規模修繕 法6条1項 二号 2階建て  
 5 工作物の築造 法88条1項 令138条1項三号 高さ4m超の広告塔

特建ではないもの

区分	区域	対象	新築／増築 改築／移転	大規模修繕／ 大規模模様替
[第一号] 法別表第1 (イ) 欄の特殊建築物	全国どこでも	用途部分の床面積の 合計>200m <sup>2</sup>	○	○
[第二号]		①階数≥2 ②延べ面積>200 m <sup>2</sup>	○	○
[第三号]	・都市計画区域内 ・準都市計画区域内 ・準景観地区内等		○	×
上記区以外			×	×

※○ 確認申請必要 × 確認申請不要

※防火地域及び準防火地域外で10㎡以内の増築、改築、移転の場合は、確認申請不要（法第6条第2項）